

洲本市上灘線コミュニティバス運行委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

現在、市南部の上灘地区から中心市街地にかけては、兵庫県道 76 号洲本灘賀集線上を本市がコミュニティバスを運行しているが、平成 27 年 9 月末をもって契約満了となる。

上灘地区から中心市街地にかけては、コミュニティバス以外に公共交通の手段がなく、移動に支障をきたす住民も多く、また、地域の高齢化率も非常に高いため、コミュニティバスを継続する必要がある。

このため、当該地域におけるコミュニティバス運行事業者を選定し、当該運行業務を委託しようとするものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 洲本市上灘線コミュニティバス運行委託業務
- (2) 業務内容 洲本市上灘線コミュニティバス運行委託業務仕様書
別紙 1 のとおり
- (3) 業務期間 契約の日から平成32年9月30日まで
(運行開始日：平成27年10月1日)
- (4) 備考 運行委託期間は5年間を予定しているが、委託契約は年度ごとに締結する。契約を更新する際は、当該年度までの実績を考慮した上で協議を行う。
- | | | | |
|--------|------------|---|------------|
| 平成27年度 | 平成27年10月1日 | ～ | 平成28年3月31日 |
| 平成28年度 | 平成28年 4月1日 | ～ | 平成29年3月31日 |
| 平成29年度 | 平成29年 4月1日 | ～ | 平成30年3月31日 |
| 平成30年度 | 平成30年 4月1日 | ～ | 平成31年3月31日 |
| 平成31年度 | 平成31年 4月1日 | ～ | 平成32年3月31日 |
| 平成32年度 | 平成32年 4月1日 | ～ | 平成32年9月30日 |

3. 参加資格

参加資格は、次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者。
- (2) 公募開始から契約締結までの間において、国土交通大臣から道路運送法(昭和26年法律第183号)第40条に定める事業用自動車の使用の停止若しくは事業の停止処分の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年告示第13号)による排除措置を受けていない者

4. 事業者を求める条件

事業者には、次に掲げるすべての条件を満たすことを求める。

- (1) 道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について(改正 平成26年1月27日)を運行開始日までに満たすことができる事業者。
- (2) 運行開始日までに、当該路線についての国土交通省の許可・運賃認可・標柱の設置等を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できる事業者。
- (3) 適正な事業完了を行うために、洲本市内に営業所等を有する事業者。

5. 手続き等

- (1) 資料配付及び閲覧

平成27年6月18日(木)～平成27年6月23日(火)

(執務時間:土、日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

・資料配付を希望する場合は、必ず受領印(認印可)と名刺を持参すること。

- (2) 質問の受付及び回答

提出期限:平成27年6月24日(水)正午まで

提出方法:「質問書」様式3により、FAX又は電子メールにて提出すること

回答日:平成27年6月29日(月)

回答方法:FAX又は電子メールにて回答

- (3) 企画提案書の作成

「企画提案書作成要領」別紙2に基づき、作成すること。

- (4) 企画提案書等の提出

提出期限:平成27年7月9日(木)午後5時まで(必着)

提出部数:原本1部、副本10部

提出方法:持参又は郵送によること。

・なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できるよう措置を講じること。

6. 事業者の選定方法

(1) 庁内で組織する選定委員会（以下「委員会」と言う。）の委員が、プロポーザル評価基準に基づき、プロポーザル参加者の企画提案書を評価し、点数を付けるものとする。

なお、プロポーザル参加者による企画提案書のプレゼンテーションは実施しないものとする。

(2) 選定委員会の委員が評価した点数を合計し、総合得点の最も高いプロポーザル参加者を委託事業者として選定するものとする。ただし、最高得点のプロポーザル参加者が複数ある場合は、選定委員会の委員の協議により選定するものとする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、すべてのプロポーザル参加者へ通知するものとする。なお、選定過程は非公開とし、選定結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

7. 参加報奨金

参加報奨金は支払わないものとする。また、提案に係る費用については、プロポーザル参加者の負担とする。

8. 失格条項

次に掲げる事項に該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 定められた期限内に必要な書類が提出されなかった場合
- (3) 辞退の申し出があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出書類に重大な不備等があった場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) その他、選定委員会において不相当と認められた場合

9. 契約手続き

選定委員会で事業者を選定した後、速やかに当該事業者と協議し、改めて見積書の提出を求め、その結果を踏まえ、仮契約を締結する。

ただし、本公募型プロポーザルは、予算の成立を前提に準備行為として行うものである。そのため、予算が成立しなかった場合には、本公募型プロポーザルに係る契約を締結することはできない。

また、この場合においても、本公募型プロポーザルに要した費用について、洲本市に請求することはできず、プロポーザル参加者の負担となるものとする。

10. その他留意事項

- (1) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正、追加及び再提出は認めないものとする。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類については、プロポーザルの選定以外の目的では使用しない。
- (5) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (6) この実施要領に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

11. 提出先及び問い合わせ先

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

洲本市企画情報部企画課交通対策係

TEL : 0799 - 22 - 3321 (内線) 1223

FAX : 0799 - 23 - 2340

E-mail : Kazuhiro_Mashiba@city.sumoto.lg.jp

(執務時間 : 土、日、祝日を除く 午前8時30分 ~ 午後5時15分)

以上。

洲本市上灘線コミュニティバス運行委託業務仕様書

1. 委託業務名

洲本市上灘線コミュニティバス運行委託業務

2. 委託業務内容

(1) 運行業務

ア 1日の運行便数は、別表1を参考に最低でも3往復便以上とすること。

イ 運行ルートは、次のとおりとすること。

「来川」から「由良保育所前」を経由して「洲本高速BC」までを運行すること。ただし、「由良保育所前」から「洲本高速BC」の間は途中乗降車の禁止区間とする。

なお、「来川」から「由良保育所前」間は、現在の停留所を想定しており、「洲本高速BC」は、現有施設をさしている。

ウ 運行形態は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可に基づく、一般旅客自動車運送事業の路線定期運行とする。

エ 運行期間は、平成27年10月1日から平成32年9月30日までとする。

オ 運転手は、受託者の責任において確保するものとする。

カ 使用する車両は、受託者の責任において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）で定められた下記と同程度の車両を確保すること。

・普通自動車（ステーションタイプ・乗車定員10人以下）

キ 受託者の負担により、車両の前後左右に行き先を表示するシール等を貼付すること。

ク 1回の乗車にかかる運賃は、別表2を参考に次の区分ごとに設定すること。

現在の「来川」から「由良保育所前」の12か所の停留所を経由して「洲本高速BC」までの間

ケ 運賃は、受託者の収入とする。

コ その他の業務は、次の通りとする。

①運行ダイヤの決定

②停留所の設置に係る業務

③車両内の表示に係る業務

④関係機関との協議

(2) 管理業務

ア 委託業務に関する責任者を置くこと。

イ 連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。

ウ 道路運送法第23条に規定する運行管理者を選任すること。

エ 道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任すること。

オ 停留所の管理を徹底し、破損等があった場合、速やかに対応するとともに、委託者へ報告すること。

カ 運賃収入及び利用者数の状況について、日報を作成し、翌月 10 日までに報告すること。

キ 防犯、防災に関する情報を入手した場合や事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、委託者との連携を図ること。

(3) 運營業務

ア 運行ルートやダイヤの他、受託事業に係る問い合わせには、誠意をもって対応すること。

イ 洲本市コミュニティバスの利用促進を図るために、委託者や地域住民と協議しながら、創意工夫に努めること。

ウ 運転手の研修を定期的実施し、サービスの向上に努め、利用促進を図ること。

エ 他の交通機関のダイヤ変更に関し常に気を配り、その変更に合わせて乗継調整等を行うこと。

オ 道路事情の変化に関し常に気を配り、路線変更を余儀なくされたときには、適正に対応できるようにすること。

カ 不測の事態により、第三者に対し損害を与えたときには、適正に対応できるようにすること。

キ 積み残し、車両整備等に対応できるように予備車両を確保すること。

ク その他、コミュニティバスの運行にあたって起こり得る諸問題に対し、解決できるようにすること。

3. 運行費用の積算に関する事項

事業者は、平成27年10月1日から平成32年9月30日まで運行する際の年度ごとの運行費用の積算を記載すること。

対象となる経費は、以下の項目を参考とすること。

(1) 初期費用

車両確保費（車両減価償却費又は車両リース料）、バス停設置費等

(2) 運送費

人件費、油脂燃料費、車両・バス停修繕費、自動車関係諸税、保険料、その他運送費とし、消費税及び地方消費税相当額も含むものとする。（ただし、平成 29 年度以降は消費税及び地方消費税の税率を合計 10%とする。）

(3) 一般管理費

その他運行に必要な業務（運賃の徴収管理、乗降客の安全確保、ダイヤ管理、車内アナウンス）、緊急時の対応、委託期間中の運行に係る備品の保管、管理に係る業務に要する費用とし、消費税及び地方消費税相当額も含むものとする。（ただし、平成 29 年度以降は消費税及び地方消費税の税率を合計 10%とする。）

なお、過去 3 年間の実車走行キロ、輸送人員、平均乗車密度等については、「洲本市上灘線コミュニティバスの運行実績（平成 24 年度～平成 27 年度）」別表 3 に示す数値を参考とすること。

4. 委託料に関する事項

委託料は、運行欠損額（運行費用－運賃収入）を基本額とする。

なお、受託者決定後、特段の事情（燃料油脂費等の高騰等）がない限り、提示された運行費用の増額は、認めないので留意すること。

5. その他の留意事項

平成18年9月15日付（改定平成21年12月18日付）国自旅第161号「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」に定める「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」では、新たにコミュニティバスを導入する際、提案される路線、区域、運行時刻等が既設の路線バス（本事案では、淡路交通株式会社が運行する「由良線」）と実質的に競合することのないよう留意すべきとされているため、提案にあたっては、このことに十分留意すること。

6. 事故処理に関する事項

- (1) 受託者は、対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、誠意をもって一切の処理を行うこと。
- (2) 受託者は、保険請求に必要な書類等を用意し、保険の請求に必要な手続きの一切を行うこと。
- (3) 事故発生時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にすること。
- (4) 事故が発生した場合は、速やかに委託者へ報告すること。
- (5) 事故の発生等、委託事業遂行に障害が発生した場合には、関係機関への連絡や代替車両の手配等、速やかな対応を行うこと。

7. 業務に必要な届出書類

業務着手時に、以下の書類を提出すること。

- ・着手届

8. 業務履行の確認

業務完了時に、以下の書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

- ・委託業務完了届
- ・委託業務実績報告書

以上。

上灘線 時刻表

▼洲本バスセンター ⇒ 来川(上灘畑田組)

発車時刻 停留所名	第1便	第2便	第3便
① 洲本バスセンター	6:21	12:10	14:40
② 由良保育所前	6:38	12:27	14:57
③ 龍宮園前	6:39	12:28	14:58
④ 小池	6:40	12:29	14:59
⑤ 小佐毘	6:41	12:30	15:00
⑥ 生石口	6:42	12:31	15:01
⑦ 越田	6:43	12:32	15:02
⑧ 立川	6:49	12:38	15:08
⑨ 中津川	7:00	12:49	15:19
⑩ 相川	7:04	12:53	15:23
⑪ モンキーセンター	7:08	12:57	15:27
⑫ 畑田	7:10	12:59	15:29
⑬ 来川	7:10	12:59	15:29

▼来川(上灘畑田組) ⇒ 洲本バスセンター

発車時刻 停留所名	第1便	第2便	第3便
⑬ 来川	7:15	13:05	15:35
⑫ 畑田	7:15	13:05	15:35
⑪ モンキーセンター	7:17	13:07	15:37
⑩ 相川	7:21	13:11	15:41
⑨ 中津川	7:25	13:15	15:45
⑧ 立川	7:36	13:26	15:56
⑦ 越田	7:42	13:32	16:02
⑥ 生石口	7:43	13:33	16:03
⑤ 小佐毘	7:44	13:34	16:04
④ 小池	7:45	13:35	16:05
③ 龍宮園前	7:46	13:36	16:06
② 由良保育所前	7:47	13:37	16:07
① 洲本バスセンター	8:04	13:54	16:24

別表 2

運賃表

(単位：円)

												来川												
												畑田	150											
												セモンター	150	150										
												相川	150	200	210									
												中津川	150	220	270	270								
												立川	250	320	390	440	440							
												越田	180	350	420	490	530	530						
												生石口	150	180	350	420	490	530	530					
												小佐毘	150	150	210	390	450	510	550	560				
												小池	150	150	150	210	390	450	510	550	560			
												龍宮園前	150	150	150	150	250	420	490	550	580	580		
												保育所前	150	150	150	150	150	250	420	490	550	580	580	
												洲本BC	480	510	510	510	530	530	610	750	800	850	880	880

別表3

洲本市上灘線コミュニティバスの運行実績（平成24年度～平成27年度）

年度	運 行 系 統						実績(上段:10/1~3/31・下段:4/1~9/30)					合 計			
	起点	経由地	終点	系統キロ程	対象キロ程	回数	実車走行 キロ(km)	実車走行 便数(回)	輸送人員 (人)	平均乗車 密度(人)	運送収入 (円)	実車走行キロ 計(km)	実車走行便数 計(回)	輸送人員 計(人)	運送収入 計(円)
H24	洲本高速BC	由良保育所前	来川	23.2	23.2	洲本高速BC ~ 来川	/	/	/	/	/	25,473.6	1,098	1,215	737,180
H25						3便	25,473.6	1,098	1,215	1.11	737,180				
H26						25,333.0	1,092	1,233	1.13	679,550	50,739.0	2,187	2,469	1,408,070	
						25,406.0	1,095	1,236	1.13	728,520					
H27						25,333.0	1,092	1,216	1.11	676,920	50,739.0	2,187	2,407	1,365,840	
						25,406.0	1,095	1,191	1.09	688,920					

※平成24年度の事業期間は、4月1日～9月30日となっています。
 ※平成27年度は、事業未完了のため記載しておりません。

1便あたりの運行費用・運賃収入等について

(単位:円)

洲本市コミュニティバス(H27.9未まで)										
1便あたりの運行費用 (片道運行分)			1便あたりの運賃収入 (片道運行分)			現 停 留 所			運賃 (起点~終点 片道料金)	備 考
H24	H25	H26	H24	H25	H26	洲本高速 BC	由良 保育所前	来川		
2,267	2,392	2,987	671	644	625	← 13停留所 →			880	「洲本高速BC」から「由良保育所前」の間は、途中乗降車禁止

企画提案書作成要領

1. 提出を求める書類

- (1) 様式1 企画提案書提出届
- (2) 様式2 企画提案書
- (3) その他の書類

2. 企画提案書について

- (1) 企画提案書の内容は、次の通りとする。

- ①規模
- ②事業実績
- ③運行管理
- ④社員教育
- ⑤事故処理・危機管理
- ⑥苦情処理体制
- ⑦事業者としての優位性
- ⑧運行に必要な施設
- ⑨運転員
- ⑩使用車両
- ⑪運行計画
- ⑫運行にかかる見積額

3. その他の書類について

- (1) その他の書類の内容は、次の通りとする。

- ①定款
- ②登記簿謄本（現在事項証明書、3ヵ月以内に発行されたもの、写しも可）。
- ③直近の3決算期における財務諸表
- ④市税、国税を滞納していない旨の証明書（市税は洲本市内に本社を置く事業者のみを対象とし、国税については法人税、消費税をさす。両者とも写しも可）。

4. 提出書類

- (1) 企画提案書の用紙サイズは、日本工業規格（JIS）によるA4判（以下、用紙サイズはJIS規格による）とする。
- (2) 企画提案書は、簡潔明瞭に記載するとともに、ワープロ等で清書のうえ、A4判縦長ファイル綴じ又は左端ホッチキス留めにて提出すること。（両面印刷は不可）
- (3) 図示・着色は自由とする。また、色数の制限もないものとする。

様式 1

企画提案書提出届

平成 27 年 月 日

洲本市長
竹内 通弘 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

当社は、洲本市が実施する上灘線コミュニティバス運行委託業務事業者募集の趣旨を理解し、次の書類を添えて応募します。

なお、当社は、「洲本市上灘線コミュニティバス運行委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領」で規定する応募者の資格及び事業者を求める条件を満たしているとともに、運行事業者に決定されたときは、誠意を持って手続きに協力し、業務を遂行することを誓約します。

記

- 1 提出書類 11 部 (正本 1 部、写し 10 部)
 - (1) 企画提案書及び参考資料
- 2 添付書類 1 部
 - (1) 定款
 - (2) 登記簿謄本
 - (3) 直近の 3 決算期における財務諸表
 - (4) 市税、国税を滞納していない旨の証明書

担 当 者	(職・氏名)	
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

様式 2

企画提案書

1. 規 模

従業者数	人			
第2種免許 の保有者数	大型	中型	普通	
	人	人	人	
保有する車両	バ ス		タクシー	
	乗合	貸切	特定大型・大型	中型・小型
	台	台	人乗 台 人乗 台	台

2. 事業実績

貴社の現在の業務内容及び公共団体からの直近決算期における旅客運送業務受注実績を記入してください。

(1) 現在の業務内容について
(2) 国土交通省による処分の状況（過去3か年）
(3) 重大事故の発生状況（自動車事故報告規則第2条の事故）（過去3か年）
(4) 公共団体から委託を受けた旅客運送業務についての受注実績（過去3か年）

3. 運行管理

(1) 運行管理体制

運行管理者の氏名及び経験年数を記入してください。なお、採用予定、資格取得予定の場合は氏名欄にその旨を記載してください。

氏名	経験年数	資格種別

(資格取得者の場合は、資格者証の写しを提出(1部)してください。)

(2) 整備管理体制

車両の整備管理についてどのような体制で行なわれますか。下記に記入してください。

1) 整備管理者の氏名、資格及び経験年数を記入してください

氏名	経験年数	資格種別

2) 整備管理者を置かない場合は、その代替策について記入してください。

4. 社員教育

(1) 安全運転マニュアルを作成していますか。該当するものの () に○をつけ、必要な事項について記入してください。

1) 作成済みである () (1部提出してください。副本でも可)

2) 現在のところ作成していないが、今後作成する予定である ()

(年 月頃完成予定)

3) 現在のところ作成していないし、今後も作成する予定はない ()

(2) 前事業年度に行なった、具体的な安全教育など社員教育の内容について記入してください。

また、貴社で特に安全運行に配慮されていることや安全に関する表彰等があれば記入してください。

5. 事故処理・危機管理

<p>(1) 事故処理担当者は配置されていますか。該当するものの()内に○をつけ、必要な事項について記入してください。</p> <p>1) 配置している() (専任していない場合は、兼任している職務を記入してください) 兼任している場合の職務：</p> <p>2) 現在のところ配置していないが、今後配置する予定である() (年 月頃配置予定)</p> <p>3) 現在のところ配置していないし、今後も配置する予定はない()</p>
<p>(2) 危機管理マニュアル等有事に対応するマニュアルを作成していますか。該当するものの()内に○をつけ、必要な事項について記入してください。</p> <p>1) 作成済みである() <u>(1部提出してください。副本でも可)</u></p> <p>2) 現在のところ作成していないが、今後作成する予定である() (年 月頃完成予定)</p> <p>3) 現在のところ作成していないし、今後も作成する予定はない()</p>
<p>(3) 万一の事故に対し、会社としての処理体制及び責任体制について記入してください。</p>

6. 苦情処理体制

<p>(1) 苦情処理担当者は配置されていますか。該当するものの()内に○をつけ、必要な事項について記入してください。</p> <p>1) 配置している()</p> <p>2) 現在のところ配置していないが、今後配置する予定である() (年 月頃配置予定)</p> <p>3) 現在のところ配置していないし、今後も配置する予定はない()</p>
<p>(2) 苦情処理マニュアルを作成していますか。該当するものの()に○をつけ、必要な事項について記入してください。</p> <p>1) 作成済みである() <u>(1部提出してください。副本でも可)</u></p> <p>2) 現在のところ作成していないが、今後作成する予定である() (年 月頃完成予定)</p> <p>3) 現在のところ作成していないし、今後も作成する予定はない()</p>

8. 運行に必要な施設

(1) 事務所／営業所はどこに設けられますか。該当するものの()に○をつけ、必要な事項について記入してください。

1) 貴社所有(賃貸)の施設を使用する。()

所在地 _____

名 称 _____

2) 下記に新しく事務所／営業所を設ける。()

所在地 _____

名 称 _____

(2) 車庫／駐車場はどこにされますか。該当するものの()に○をつけ、必要な事項について記入してください。

1) 貴社所有(賃貸)の施設を使用する。()

所在地 _____

名 称 _____

2) 下記に新しく車庫／駐車場を設ける。()

所在地 _____

名 称 _____

(3) 運転員の休憩所はどこにされますか。該当するものの()に○をつけ、必要な事項について記入してください。

1) 貴社所有(賃貸)の施設を使用する。()

所在地 _____

名 称 _____

2) 下記に新しく休憩所を設ける。()

所在地 _____

名 称 _____

9. 運転員

(1) 配置する運転員は、適正勤務時間を考慮した上で何人必要だとお考えですか。

また、その雇用形態はどのようにお考えですか。

正社員 人 / 臨時雇用（日雇い） 人 / 臨時雇用（時間雇い） 人

(2) 運転員の確保はどのようにお考えですか。

既に雇用している社員 人 / これから募集する 人

(3) 運転員の経験年数はどのくらいをお考えですか。

10年以上 人 / 10年未満 人 / 未経験 人 / 未定 人

10. 使用車両

使用する車両について、該当するものの（ ）に○をつけ、必要な事項について記入してください。

(1) 車両の保有について

- 1) 自己所有の車両である（ ）
- 2) 他者所有の車両である（ ）
 - すでに車両は確保している（ ）
 - これから車両を確保する（ ）
 - リース契約をする（ ）
 - その他（ ）

(2) 使用する車両の特徴について

洲本市では、仕様書に記載の車両を基本に考えています。

使用車両に対して、貴社の提案があれば具体的に記入してください。

（例：乗車可能人数、車体形状、バリアフリー対応、環境負荷低減に配慮している）

1 1. 運行計画

洲本市では、現行運行を基本に運行計画を考えています。運行計画に対する貴社の考えについて以下に記入してください。

(1) ダイヤの設定

実際の走行時間などを考慮して、貴社の提案があればダイヤを具体的に記入してください。

(2) バス停留所の配置

貴社の提案があれば、具体的に記入してください。

(3) その他の項目として具体的に提案できる内容について

(例：利用促進につながる具体的な取組、高齢者等乗降時の対応、荒天等運休時の際の利用者への告知方法、車両検査（故障）時の対応など)

12. 運行にかかる見積額

① 洲本市から提案した運行計画で実施した場合

実施要領及び仕様書に示す洲本市から提案した運行計画で実施した場合にかかる運行費用及び収入内訳を記入してください。

・運行にかかる費用および収入内訳

単位：千円、%

科 目		H27.10	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	5年間の計
		～ H28.3	～ H29.3	～ H30.3	～ H31.3	～ H32.3	～ H32.9	
運行費用	初費用	車両確保費（※）						
		停留所設置費等						
	運送費	人件費						
		油脂燃料費						
		修繕費						
		保険料						
		その他						
	一般管理費	人件費						
		その他						
(運送費及び一般管理費の計)								
(運行費用の計(a))								
運賃収入								
その他収入 ()								
収入の計(b)								
収支差額 (a)-(b)=(c)								
(a)に占める(c)の割合 (c)/(a)×100								

「車両確保費(※)」には、車両本体に係るリース代または車両の減価償却費を記入してください。
リース代に保険料や税金等が含まれる場合は、当該金額は運送費欄に記入してください。

・収入の見積りについて

収入の見積りにあたっての考え方（積算根拠）を示してください。

②貴社の提案の結果、①と比べて増減が発生した場合

貴社の提案の結果、①と比べて増減が発生した場合、下表を作成してください

・運行にかかる費用および収入内訳

単位：千円、%

科 目		H27. 10 ～ H28. 3	H28. 4 ～ H29. 3	H29. 4 ～ H30. 3	H30. 4 ～ H31. 3	H31. 4 ～ H32. 3	H32. 4 ～ H32. 9	5年間の計
運行費用	初期費用	車両確保費（※）						
		停留所設置費等						
	運送費	人件費						
		油脂燃料費						
		修繕費						
		保険料						
		その他						
	一般管理費	人件費						
		その他						
(運送費及び一般管理費の計)								
(運行費用の計(a))								
運賃収入								
その他収入 ()								
収入の計(b)								
収支差額 (a)-(b)=(c)								
(a)に占める(c)の割合 (c)/(a)×100								

「車両確保費(※)」には、車両本体に係るリース代または車両の減価償却費を記入してください。
リース代に保険料や税金等が含まれる場合は、当該金額は運送費欄に記入してください。

・収入の見積りについて

収入の見積りにあたっての考え方（積算根拠）を示してください。

質 問 書

洲本市長 様

会 社 名 : _____
 担当者職・氏名 : _____
 電 話 番 号 : _____
 F A X 番 号 : _____
 メールアドレス : _____

「洲本市上灘線コミュニティバス運行委託業務」の企画提案に関し、次のことを質問します。

(枚目 / 全 枚)

No	質問内容	実施要領又は 仕様書等 (頁)	備考
1			
2			
3			
4			

- ※ 用紙が足りない場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。
- ※ 各社からのご質問に対する回答は、一括して全プロポーザル参加者に通知します。